北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年１１月２２日

北海道後期高齢者医療広域連合長　大場　脩

北海道後期高齢者医療広域連合条例第３８号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成１９年北海道後期高齢者医療広域連合条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条前段中「例に」を「規定により３級の職務にある者に支給される旅費の例に」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、次のとおりとする。

第２条の表を次のように改める。

日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	
	甲地方	乙地方
２，４００円	１３，０００円	１０，０００円

第３条に次のただし書を加える。

ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、前条の表に定めるとおりとする。

附　則

この条例は、平成２０年１月１日から施行する。